

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-宿泊分野の基準について-」の一部改正について

令和4年8月 30 日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-宿泊分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜 粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用 に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 宿泊分野において受け入れる1号特定技能外国人 が従事する業務は、上記第1の試験合格により 確認された技能を要する宿泊施設におけるフロン ト、企画・広報、接客及びレストランサービス等 の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従 事することとなる関連業務(例:館内販売、館内 備品の点検・交換等)に付随的に従事することは 差し支えない。	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に 関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 宿泊分野において受け入れる1号特定技能外国人 が従事する業務は、 運用方針3(1)に定める試験 区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上 記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号 移行対象職種・作業修了 により確認された技能を要 する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客 及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に 係る業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事 することとなる関連業務(例:館内販売、館内備品 の点検・交換等)に付随的に従事することは差し支

				えない。
2	P.5	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>宿泊分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。</p> <p>(1) 技能水準(試験区分) 「宿泊業技能測定試験」</p> <p>(2) 日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>宿泊分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は宿泊分野の第2号技能実習を修了した者とする。</p> <p>(1) 技能水準(試験区分) 「宿泊業技能測定試験」</p> <p>(2) 日本語能力水準 ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」 イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p>
3	P.5-P.6	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2 第2号技能実習を良好に修了した者の日本語能力の評価</p> <p>職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2 第2号技能実習を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 「宿泊職種、接客・衛生管理作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、フロント、接客、レストランサービス業務を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、宿泊業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実</p>

				習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。
4	P.6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 ○2つ目	(新設)	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
5	P.6	○3つ目	○ 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。	○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。
6	P.6-P.7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象の書類】	<p><試験合格者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊業技能測定試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・ 日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。</p>	<p><試験合格者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊業技能測定試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・ 日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。</p> <p><本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合

				<p>格している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し <p>○ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号） <p>*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p>
7	P.7	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【留意事項】</p>	<p>（新設）</p>	<p>○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、宿泊技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写しの提出が必要です。</p> <p>○ 宿泊技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生も含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。</p>
8	P.9	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>○8つ目</p>	<p>○ なお、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に関する問合せ先は、次のとおりです。</p> <p>国土交通省観光庁観光人材政策担当参事官室 電話 03-5253-8367</p>	<p>○ なお、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に関する問合せ先は、次のとおりです。</p> <p>国土交通省観光庁観光産業課 電話 03-5253-8330</p>

9

別表

別表(宿泊業)

別表(宿泊業)					
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分 技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
職種			作業		
【特定技能1号】 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客 及びレストラン・バー・カフェ等の運営サービス の業務に係る業務	宿泊業技能実習試験	国際交流基金日本語基礎テスト	/	/	/
		日本語能力試験(N4以上)			

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

別表(宿泊業)					
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分 技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
職種			作業		
【特定技能1号】 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客 及びレストラン・バー・カフェ等の運営サービス の業務に係る業務	宿泊業技能実習試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	/	/	/
		宿泊 接客・売り場管理			

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。